



平成 30 年 4 月 9 日  
島 根 県  
松 江 地 方 気 象 台

## 平成 30 年 4 月 9 日 01 時 32 分頃の島根県西部の地震に伴う 土砂災害警戒情報発表基準の暫定的な運用について

平成 30 年 4 月 9 日 01 時 32 分頃の島根県西部の地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった島根県大田市について、土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用します。

平成 30 年 4 月 9 日 01 時 32 分頃の島根県西部の地震により、大田市で震度 5 強を観測しました。大田市では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられます。

このため、当分の間、島根県と松江地方気象台が発表する土砂災害警戒情報の発表基準を通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。

通常基準の 8 割の暫定基準を設ける市町村  
大田市

なお、土砂災害警戒判定メッシュ情報<sup>\*</sup>についても、今回の暫定基準を反映した判定結果となるため、引き続き避難対象地域の絞込みに活用いただけます。

また、今後は地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を見直します。

※土砂災害警戒判定メッシュ情報は、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）等を補足する情報です。

[http://www1.pref.shimane.lg.jp/contents/sabo\\_uryou/www/keikai/index.html](http://www1.pref.shimane.lg.jp/contents/sabo_uryou/www/keikai/index.html)

<http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh>

詳細については、以下を参照してください。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/doshakeikai.html#b>

本件に関する問合せ先：

島根県土木部砂防課（電話 0852-22-6261）

松江地方気象台 土砂災害気象官（電話 0852-22-3784）



通常基準を暫定的に引き下げて運用する市町村

別紙

